

## 大切なお知らせ



# 子育て世帯生活支援特別給付金の申請がまだお済みでない方へ

給付金の受け取りには**申請が必要**な場合があります！  
お住いの市区町村へお早めの申請をお願いいたします。

**支給額 児童1人当たり一律 5万円**

## 申請が必要な方 (※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(特別児童扶養手当を受給している障害児の場合は、20歳未満)を養育する方のうち  
(※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります)

✓ 令和4年度住民税(均等割)が非課税の方

もしくは

✓ 令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

※申請が不要の方には、児童手当・特別児童扶養手当の受取口座に給付金が振り込まれています。

**申請期間：令和5年2月28日(火)※郵送の場合は必着**

■ 厚生労働省 コールセンター

**0120-400-903**

(受付時間：平日9:00~18:00)

■ 伊佐市役所こども課子育て支援課係  
「子育て世帯生活支援特別給付金  
(ひとり親世帯以外分)」窓口

**0995-23-1328**

(受付時間：平日8:30~17:15)

